

別紙

新旧対照表

(下線部は変更部分)

上川町アイヌ施策推進地域計画

令和6年3月18日

変更後	変更前
<p>1～2 (略)</p> <p>3 アイヌ施策推進地域計画の目標</p> <p>※アイヌ関連団体</p> <ul style="list-style-type: none">・上川アイヌ協会 (設立：1976年(昭和51年2月) 会長：伊沢一浩、会員数：8名)・大雪山麓上川アイヌ日本遺産推進協議会 (設立：2018年(平成30年5月)、会長：西木光英、会員数：25名)・(一社) ペニウングル (設立：2021年(令和3年11月)、理事長：伊沢一浩、会員数：5名) <p>(2) 略</p> <p>(3) 数値目標</p>	<p>1～2 (略)</p> <p>3 アイヌ施策推進地域計画の目標</p> <p>※アイヌ関連団体</p> <ul style="list-style-type: none">・上川アイヌ協会 (設立：1976年(昭和51年2月) 会長：伊沢一浩、会員数：8名)・大雪山麓上川アイヌ日本遺産推進協議会 (設立：2018年(平成30年5月)、会長：佐藤芳治、会員数：25名)・(一社) ペニウングル (設立：2021年(令和3年11月)、理事長：伊沢一浩、会員数：5名) <p>(2) 略</p> <p>(3) 数値目標</p>

変更後								変更前							
		重要業績評価指標 (KPI)	令和4年度 (基準年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度							
アイヌ文化の保存又は継承に資する事業	アイヌ文化拠点整備事業	郷土資料館の入館者数	221人/年間	—	—	—	250人/年間	300人/年間	アイヌ文化の保存又は継承に資する事業	アイヌ文化の保存又は継承に資する事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業
アイヌ文化の保存又は継承に資する事業	アイヌ文化継承事業	アイヌ文化継承事業への参加者数(延べ)	0人/年間	0人/年間	10人/年間	20人/年間	25人/年間	30人/年間	アイヌ文化拠点整備事業	アイヌ文化継承事業	アイヌ学習プログラムの推進事業	アイヌ文化関連講座実施事業	上川町アイヌ商品の開発・販路創出事業	層雲峡温泉活性化イベントの推進	
アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	アイヌ学習プログラムの推進事業	教育機関を対象としたアイヌ学習プログラムの参加者数	0人/年間	0人/年間	10人/年間	20人/年間	30人/年間	40人/年間	重要業績評価指標 (KPI)	郷土資料館の入館者数	アイヌ文化継承事業への参加者数(延べ)	教育機関を対象としたアイヌ学習プログラムの参加者数	アイヌ関連講座の参加者数(延べ)	開発商品数	アイヌ文化発信ページのアクセス数
アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	アイヌ文化関連講座実施事業	アイヌ関連講座の参加者数(延べ)	57人/年間	60人/年間	70人/年間	80人/年間	90人/年間	100人/年間	令和4年度 (基準年度)	221人/年間	0人/年間	0人/年間	57人/年間	0個	0アクセス/年間
アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	イオル化事業	テストツアー等関連イベント参加者数	0人/年間	—	—	10人/年間	15人/年間	20人/年間	令和6年度	—	0人/年間	0人/年間	60人/年間	0個	0アクセス/年間
観光の振興その他の産業の振興に資する事業	上川町地場産品ブランド化事業	開発商品数	0個	0個	0個	1個	2個	3個	令和7年度	—	10人/年間	10人/年間	70人/年間	0個	0アクセス/年間
観光の振興その他の産業の振興に資する事業	フクロウ神事・アイヌ民族舞踊の理解促進事業	アイヌ文化発信ページのアクセス数	0アクセス/年間	0アクセス/年間	0アクセス/年間	300アクセス/年間	500アクセス/年間	500アクセス/年間	令和8年度	—	20人/年間	20人/年間	80人/年間	1個	1,000アクセス/年間
観光の振興その他の産業の振興に資する事業	上川アイヌ文化普及啓発事業	アイヌ文化発信ページ(作成分)のアクセス数	0アクセス/年間	0アクセス/年間	0アクセス/年間	300アクセス/年間	500アクセス/年間	700アクセス/年間	令和9年度	250人/年間	25人/年間	30人/年間	90人/年間	2個	1,500アクセス/年間
観光の振興その他の産業の振興に資する事業	上川アイヌ伝説魅力発信事業	アイヌ文化発信ページ(作成分)のアクセス数	0アクセス/年間	0アクセス/年間	0アクセス/年間	300アクセス/年間	500アクセス/年間	700アクセス/年間	令和10年度	300人/年間	30人/年間	40人/年間	100人/年間	3個	2,000アクセス/年間

変更後	変更前
<p>4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項</p> <p>4-1 (略)</p> <p>4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業</p> <p>(1) アイヌ学習プログラムの推進事業 教育機関などを対象とした出前授業・講座・体験会を開催する。また、それらの事業を行うための環境・資料等を整備する。</p> <p>(2) アイヌ文化関連講座実施事業 地域住民などを対象としたアイヌ文様の刺繍等のアイヌ文化教室・講座を開催する。また、それらの事業を行うための環境・資料等を整備する。</p> <p>(3) イオル化事業 アイヌ文化における生活圏そのものである、狩猟・採取の場となっているイオルについて、上川町の豊富な森林資源を活用したイオルの整備等を目的とした調査事業や普及啓発事業を行う。</p> <p>4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業</p> <p>(1) 上川町地場産品ブランド化事業 上川町アイヌの商品のブランディング化を図り他地域との差別化を図る。また、更なる商品展開（木工商品などの内容等）を検討し、ラインナップの充実化等を図る。また、オンライン販売などによる販売方法の拡大を検討しPRを行う。それらを確立させ、次世代の育成を図る。</p> <p>(2) フクロウ神事・アイヌ民族舞踊の理解促進事業 層雲峡温泉峡谷火まつりで行われる上川アイヌ伝統儀式「フクロウ神事」及び「アイヌ民族舞踊」の理解促進を図るため、「フクロウ神事」及び「アイヌ民族舞踊」の意義や成り立ちについて発信し、プロモーションを行う。</p>	<p>4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項</p> <p>4-1 (略)</p> <p>4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業</p> <p>(1) アイヌ学習プログラムの推進事業 教育機関などを対象とした出前授業・講座・体験会を開催する。また、それらの事業を行うための環境・資料等を整備する。</p> <p>(2) アイヌ文化関連講座実施事業 地域住民などを対象としたアイヌ文様の刺繍等のアイヌ文化教室・講座を開催する。また、それらの事業を行うための環境・資料等を整備する。</p> <p>4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業</p> <p>(1) 上川町アイヌ商品の開発・販路創出事業 上川町アイヌの商品の更なる展開（木工商品などの内容等）を検討し、ラインナップの充実化等を図る。また、オンライン販売などによる販売方法の拡大を検討し、PRを行う。それらを確立させ、次世代の育成を図る。</p> <p>(2) 層雲峡温泉活性化イベントの推進 層雲峡温泉峡谷火まつりでのプログラム「フクロウ神事」及び「アイヌ民族舞踊」のリニューアル・充実化を図るため、「フクロウ神事」及び「アイヌ民族舞踊」の意義や成り立ちを伝えるコンテンツの整備、会場におけるアイヌ文化発信の環境整備、プロモーションを行う。</p>

変更後	変更前
<p>(3) 上川アイヌ文化普及啓発事業 旅行雑誌等に上川アイヌ文化を紹介する記事(日本語・英語)を掲載し、かつ、掲載記事をパンフレット及びデータとして普及啓発活動に活用する。パンフレットはイベント等で配布し、データは関連ホームページに掲載し、インバウンドを含む旅行者等に対して、上川アイヌの理解促進を図る。</p> <p>(4) 上川アイヌ伝説魅力発信事業 上川アイヌに関連する「アイヌ伝説」を絵本にまとめ、アイヌ伝説の魅力を生み出す。製作した絵本については、PRイベント等で配布し、普及啓発・魅力発信を図るとともに、関連ホームページ等にも絵本データを掲載し、アイヌ文化の魅力を発信する。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費 (1) 文化振興事業 事業内容：4-1及び4-2と同じ。 事業期間：令和6年度～令和10年度 (事業スケジュールを添付) 事業費：18,337千円</p> <p>(2) 地域・産業振興事業 事業内容：4-3と同じ。 事業期間：令和8年度～令和10年度 (事業スケジュールを添付) 事業費：26,245千円</p> <p>7 (略)</p> <p>8 目標の達成状況に係る評価に関する事項</p>	<p>5 (略)</p> <p>6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費 (1) 文化振興事業 事業内容：4-1及び4-2と同じ。 事業期間：令和6年度～令和10年度 (事業スケジュールを添付) 事業費：10,300千円</p> <p>(2) 地域・産業振興事業 事業内容：4-3と同じ。 事業期間：令和8年度～令和10年度 (事業スケジュールを添付) 事業費：23,500千円</p> <p>7 (略)</p> <p>8 目標の達成状況に係る評価に関する事項</p>

変更後	変更前
<p>(1) 目標の達成状況に係る評価の手法</p> <p>3に記載する重要業績評価指標（K P I）である「郷土資料館の入館者数」「アイヌ文化継承事業への参加者数」「教育機関を対象としたアイヌ学習プログラムの参加者数」「アイヌ関連講座の参加者数（延べ）」「テストツアー等関連イベント参加者数」「開発商品数」「アイヌ文化発信ページのアクセス数」「アイヌ文化発信ページ(作成分)のアクセス数」について、実績値を公表する。また関係課長会議等により、目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。</p>	<p>(1) 目標の達成状況に係る評価の手法</p> <p>3に記載する重要業績評価指標（K P I）である「郷土資料館の入館者数」「アイヌ文化継承事業への参加者数」「教育機関を対象としたアイヌ学習プログラムの参加者数」「アイヌ関連講座の参加者数（延べ）」「開発商品数」「アイヌ文化発信ページのアクセス数」について、実績値を公表する。また関係課長会議等により、目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。</p>

上川町アイヌ施策推進地域計画

1 アイヌ施策推進地域計画の名称

上川町アイヌ施策推進地域計画

2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道上川町

3 アイヌ施策推進地域計画の目標

(1) 地域におけるアイヌ文化の現状及び課題

上川町は、北海道のほぼ中心部に広がり、日本最大規模の山岳公園「大雪山国立公園」の玄関口として古くから親しまれ、北海道第一の河川、石狩川の源流部に位置し、層雲峡温泉、愛山溪温泉、高原温泉として知られている3つの温泉郷が存在するなど豊富な自然環境と観光資源を有している。

大雪山は、アイヌ語で「ヌタプカウシュペ」と呼ばれ、上川アイヌの方々はこの大雪山を「カムイミンタラ（神々が遊ぶ庭）」として崇め、豊かな自然の恵みをもたらす神聖な場所として古くから信仰と畏怖の対象とし、ペニ・ウン・クル（川上に・居る・人）と呼ばれていた上川アイヌの方々は、北海道最大の上川盆地を中心とした地域を生活の拠点としていた。

上川町では、昭和43年10月に建設された観光施設「ポンモシリ」の敷地内において、アイヌの生活空間の再生を目的に「チセ」の整備を行い、各儀式をチセで執り行うなど、文化上重要な拠点となっていた。管理面等の都合から一時撤去されていた期間はあるが、平成28年2月に「ポンモシリ」の跡地に整備された民間事業者の大型ドライブインに隣接される形で新たに「チセ」を建設し、アイヌ文化を学ぶための場・発信の場として現在も活用されている。

平成30年には、大雪山を中心とした日本遺産「カムイと共に生きる上川アイヌ」が2市10町で認定されており、「大雪山麓上川アイヌ日本遺産推進協議会」を中心にアイヌ文化の継承及び発展について推進してきている。

また、「上川アイヌ協会」「(一社) ペニウシクル」を中心に上川町におけるアイヌ文化の伝承・保存及び普及啓発に関する取組を行っており、観光事業者・関係団体、上川町と共に層雲峡温泉で開催している「層雲峡温泉峡谷火まつり」ではプログラム「フクロウ神事（※モシリコロカムイと呼ばれるシマフクロウを天に送る儀式。）」や「アイヌ民族舞踊」を披露し、長きにわたり観光客を中心に上川アイヌの文化の発信を行っている。

上川町では、これまで大雪山を中心とした美しい自然や豊富な観光資源を活かしたPR、観光施策の推進を行うことで、多くの観光客・宿泊客が国内外問わず上川町へ訪れていたが、新型コロナウイルスの影響により観光客・宿泊客は大きく減少した。

現在は、コロナ禍以前の状況と比べて7~8割程度まで客数が回復してきているものの、旅行形態が団体から個人へ変化してきていることもあり、今後の観光施策を展開するにあたっては、旅行形態の変化に対応した体験型プログラムや滞在型プログラムの充実を図る必要がある。特に層雲峡温泉峡谷火まつりにおけるアイヌ文化の発信や充実を目的としたイベント活性化事業は、必須と言える。

さらに、上川町ではアイヌの方々の高齢化が進んでおり、後継者が少ない現状にあるが、アイヌ文化が歴史的遺産とならぬよう、次世代の育成を行い、後世に上川アイヌの文化を伝承し、アイヌ文化が多くの方々から理解され親しまれ、将来に向かって発展していく環境を整える必要がある。そのためには、文化継承、人材の育成に焦点を当てた取組を推進するとともに、活動を行う拠点施設などの環境整備を行っていく必要がある。

加えて、上川町ではアイヌ団体の取組や町の施策の展開などによって、アイヌ文化に対する町民の関心は高まりつつあるものの、理解は十分とは言えない。そのため、町民のアイヌ文化への理解や保存伝承活動を促進するための事業も併せて行っていく必要がある。

上川町においては、次のような基本方針に基づき、上川町アイヌの課題解決に向けた施策を推進していく。

上川町アイヌのめざす姿

※第10次上川町総合計画より一部抜粋

(5) 伝承文化の継承

【基本的な考え方】

アイヌの伝統的儀式等を継承する活動を支援します。

【主要施策】

区分	内容
アイヌ文化の継承支援	●アイヌの伝統的住居チセを活用した事業や文化継承事業の支援

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要
アイヌ文化伝承事業	町	伝統的踊りや楽器ムックリ体験の実施

※第2期上川町まち・ひと・しごと創生総合戦略より一部抜粋

(4) 重点施策

②観光業、農林水産業の振興における雇用の確保、就業の安定化と人材の育成

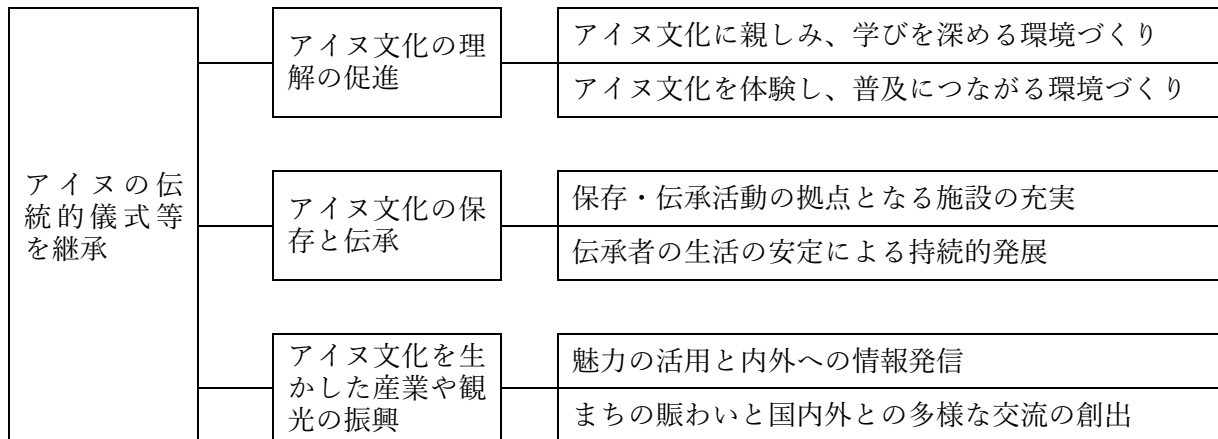
○観光業の振興

- ・地域の日本遺産である「大雪山と上川アイヌ」の取組を進め、「ウポポイ（民族共生象徴空間）」とともに連携し、地域の振興と文化の伝承に努めます。

基本的な考え方

基本方針

施策の方向



※アイヌ関連団体

- ・上川アイヌ協会

(設立：1976年(昭和51年2月) 会長：伊沢一浩、会員数：8名)

- ・大雪山麓上川アイヌ日本遺産推進協議会

(設立：2018年(平成30年5月)、会長：西木光英、会員数：25名)

- ・(一社) ペニウングル

(設立：2021年(令和3年11月)、理事長：伊沢一浩、会員数：5名)

※アイヌ文化等関連施設

<p>●チセ(家) ※旧北の森ガーデン内 所在：上川町栄町 現況：上川アイヌ協会が、クマザサで作る上川アイヌ住宅「チセ」を建設しアイヌ文化の保存と継承や日本国内外の観光客にも見学いただき、アイヌ文化への振興と理解を深めている。</p>
<p>●上川町かみんぐホール 所在：上川町北町 現況：かみんぐホールの廊下の一部を展示コーナーとして開設。アイヌの生活用具等を展示し、アイヌと地域住民の交流を図っている。</p>
<p>●上川町郷土資料館「ふる里たいせつ館」 所在：上川町栄町 現況：アイヌの書籍や絵画を中心に展示し、アイヌの歴史と、文化の伝承を実施し、アイヌと地域住民の交流を図っている。</p>

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標 ※第2期上川町まち・ひと・しごと創生総合戦略より一部抜粋

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の理念に基づきまちづくり

- ・アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される地域社会の実現
- ・「アイヌ文化を生かすまちづくり」の展開による、魅力と活力ある地域社会の形成
- ・地域の日本遺産である「大雪山と上川アイヌ」の取り組みを進め、魅力と活力ある国内外の人の流れの構築

(3) 数値目標

		重要業績 評価指標 (KPI)	令和4年 度(基準年 度)	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度
アイヌ文化の保存又は継承に資する事業	アイヌ文化拠点整備事業	郷土資料館の入館者数	221人／年間	—	—	—	250人／年間	300人／年間
アイヌ文化の保存又は継承に資する事業	アイヌ文化継承事業	アイヌ文化継承事業への参加者数(延べ)	0人／年間	0人／年間	10人／年間	20人／年間	25人／年間	30人／年間
アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	アイヌ学習プログラムの推進事業	教育機関を対象としたアイヌ学習プログラムの参加者数	0人／年間	0人／年間	10人／年間	20人／年間	30人／年間	40人／年間
アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	アイヌ文化関連講座実施事業	アイヌ関連講座の参加者数(延べ)	57人／年間	60人／年間	70人／年間	80人／年間	90人／年間	100人／年間
アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	イオル化事業	テストツアー等関連イベント参加者数	0人／年間	—	—	10人／年間	15人／年間	20人／年間
観光の振興その他の産業の振興に資する事業	上川町地場産品ブランド化事業	開発商品数	0個	0個	0個	1個	2個	3個
観光の振興その他の産業の振興に資する事業	フクロウ神事・アイヌ民族舞踊の理解促進事業	アイヌ文化発信ページのアクセス数	0アクセス／年間	0アクセス／年間	0アクセス／年間	300アクセス／年間	500アクセス／年間	500アクセス／年間
観光の振興その他の産業の振興に資する事業	上川アイヌ文化普及啓発事業	アイヌ文化発信ページ(作成分)のアクセス数	0アクセス／年間	0アクセス／年間	0アクセス／年間	300アクセス／年間	500アクセス／年間	700アクセス／年間
観光の振興その他の産業の振興に資する事業	上川アイヌ伝説魅力発信事業	アイヌ文化発信ページ(作成分)のアクセス数	0アクセス／年間	0アクセス／年間	0アクセス／年間	300アクセス／年間	500アクセス／年間	700アクセス／年間

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

(1) アイヌ文化拠点整備事業

アイヌ団体の活動の拠点を整備し、アイヌ文化（アイヌ民族舞踊・刺繍など）の発信を行う。また、現在建設されているチセの解体と新たな場所に建設を行い、より効果的に情報発信、文化の保存ができる体制を整える。

(2) アイヌ文化継承事業

アイヌ文化（アイヌ民族舞踊・刺繍など）のアイヌ独自の文化において、アイヌ文化の保存や次世代に継承するための人材育成を行う。また、それらの技術等を継承する資料等の編纂・作成を行う。

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

(1) アイヌ学習プログラムの推進事業

教育機関などを対象とした出前授業・講座・体験会を開催する。また、それらの事業を行うための環境・資料等を整備する。

(2) アイヌ文化関連講座実施事業

地域住民などを対象としたアイヌ文様の刺繍等のアイヌ文化教室・講座を開催する。また、それらの事業を行うための環境・資料等を整備する。

(3) イオル化事業

アイヌ文化における生活圏そのものである、狩猟・採取の場となっているイオルについて、上川町の豊富な森林資源を活用したイオルの整備等を目的とした調査事業や普及啓発事業を行う。

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

(1) 上川町地場産品ブランド化事業

上川町アイヌの商品のブランディング化を図り他地域との差別化を図る。また、更なる商品展開（木工商品などの内容等）を検討し、ラインナップの充実化等を図る。また、オンライン販売などによる販売方法の拡大を検討しPRを行う。それらを確認させ、次世代の育成を図る。

(2) フクロウ神事・アイヌ民族舞踊の理解促進事業

層雲峡温泉峡谷火まつりで行われる上川アイヌ伝統儀式「フクロウ神事」及び「アイヌ民族舞踊」の理解促進を図るため、「フクロウ神事」及び「アイヌ民族舞踊」の意義や成り立ちについて発信し、プロモーションを行う。

(3) 上川アイヌ文化普及啓発事業

旅行雑誌等に上川アイヌ文化を紹介する記事(日本語・英語)を掲載し、かつ、掲載記事をパンフレット及びデータとして普及啓発活動に活用する。

パンフレットはイベント等で配布し、データは関連ホームページに掲載し、インバウンドを含む旅行者等に対して、上川アイヌの理解促進を図る。

(4) 上川アイヌ伝説魅力発信事業

上川アイヌに関連する「アイヌ伝説」を絵本にまとめ、アイヌ伝説の魅力を生み出す。製作した絵本については、PR イベント等で配布し、普及啓発・魅力発信を図るとともに、関連ホームページ等にも絵本データを掲載し、アイヌ文化の魅力を発信する。

5 計画期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容：4-1及び4-2と同じ。

事業期間：令和6年度～令和10年度（事業スケジュールを添付）

事業費：18,337千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-3と同じ。

事業期間：令和8年度～令和10年度（事業スケジュールを添付）

事業費：26,245千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準）

- 4-1に記載する事業は、伝統的なアイヌ文化を次世代へ確実に継承することによって、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される地域社会の実現を目指すものである。
- 4-2に記載する事業は、地域の人々のアイヌ文化に対する理解を促進することによって、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される地域社会の実現を目指すものである。
- 4-3に記載する事業は、アイヌ文化を尊重した、観光や産業の振興に寄与する多様な取組を実施することによって、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される地域社会の実現を目指すものである。

(2) 反社会的勢力やその関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）

- 全ての事業は上川町の事業として実施するものであり、反社会的勢力等の関与はない。
- 委託事業は、上川町の事業として実施し、地方自治法及び上川町財務規則等の法令等に基づき適切に事業者を選定するため、反社会的勢力等の関与は認められない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■ 事業の実施主体の特定

事業実施に当たっては、担当部署である保健福祉課介護福祉グループ、地域魅力創造課地域魅力創造グループ、産業経済課商工観光グループ、教育委員会社会教育グループが、事業内容の妥当性を検証している。

■ 事業実施スケジュールの明確性

町の予算措置を伴うので、スケジュール等が変更になる可能性はあるが、計画的に取り組むことの妥当性については検証を行っている。

■地域住民の意見聴取

地域のアイヌ団体である上川アイヌ協会や（一社）ペニウングルなど、地域住民との意見交換により内容を検討し、課題とその解決に向けた方策などについての認識の共有を図り、計画内容について理解を得た。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況に係る評価の手法

3に記載する重要業績評価指標（K P I）である「郷土資料館の入館者数」「アイヌ文化継承事業への参加者数」「教育機関を対象としたアイヌ学習プログラムの参加者数」「アイヌ関連講座の参加者数（延べ）」「テストツアー等関連イベント参加者数」「開発商品数」「アイヌ文化発信ページのアクセス数」「アイヌ文化発信ページ(作成分)のアクセス数」について、実績値を公表する。また関係課長会議等により、目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間内における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、毎年度7月までに関係課長会議等による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表の手法

町の公式ホームページにて公表する。